

第7回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和2年7月22日(水)午後3時30分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 2階 第1会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13名
4. 出席委員(13名)

1番	杉山 央	8番	太田 正人
2番	田中 信幸	9番	朴谷 和夫
3番	住田 哲也	10番	舟山 賢治
4番	高橋 裕一	11番	木下 和夫
5番	佐々木康二	12番	福田はるみ
6番	藤中 敏彦	13番	荒川 敏幸
7番	窪 郁夫		
5. 欠席委員(0名)
6. 議事日程

日程第1	会長の互選について
日程第2	会長職務代理の互選について
日程第3	一般社団法人北海道農業会議会員の指名について
日程第4	議席の指定について
	その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	室屋 尚弘
事務局次長	山村 靖彦
事務局主事	田澤 幸弥
8. 会議の概要 開会 午後3時25分

局長： 本日は、お忙しいところご出席賜り誠にありがとうございます。農業委員会総会に先立ちまして、町長より任命書の交付を行わせていただきます。お名前を順にお呼びしますので、委員の皆様は、自席でご起立願います。

杉山央委員⇒田中信幸委員⇒住田哲也委員⇒高橋裕一委員⇒佐々木康二委員⇒藤中敏彦委員⇒窪郁夫委員⇒太田正人委員⇒朴谷和夫委員⇒舟山賢治委員⇒木下和夫委員⇒福田はるみ委員⇒荒川敏幸委員

局長： ありがとうございます。引き続きまして総会を開会いたします。ご起立願います。礼。

全員：「よろしく願います。」

局長： 着席願います。

本日の農業委員会総会は、改選後初めての総会でございます。

只今の席順につきましては、地区推薦、団体推薦、一般応募の各届け出順での仮議席でございます。

会長が互選されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定を準用し、年長の委員が仮議長の仕事を行うこととしたいと思います。委員の中におきまして、朴谷委員が年長の委員でありますのでお願いいたします。朴谷委員、仮議長席にご移動願います。

仮議長： 年長委員ということで、会長が決定するまでの間、仮議長の仕事を行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会等に関する法律、第 27 条に基づき、改選後、最初に行われる総会は、当麻町長が招集しておりますので、村椿町長よりごあいさつをお願いいたします。

町長： 改めまして、当麻町長の村椿でございます。皆様におかれましては、13 名の委員の皆様へ任命書を渡させていただきました。当麻町の農業の発展のために、お力をいただいている皆様でございます。この度は、新たな体制ということで、新任委員さんも多くいらっしゃいます。当麻町は、農業が強い町ですので、農業の発展無くして当麻町の発展は無いと私も感じている所でございます。農業活動の根幹を支える農業委員会の皆様の役割というものが、当麻町にとって非常に大切なものであり、皆様には当麻町のこれからの将来を更に切り開いていく活動ではございますが、これまで各団体、地域、そういった等々の中で推薦、そして活躍されてきた皆様であります。皆様のお力をいただきながら、当麻町の農業を更に発展させていきたいと思っておりますので、皆様のお力添えの程、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

仮議長： ありがとうございます。それでは、令和 2 年第 7 回農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は 13 名、全員であります。

関係機関では、普及センターの近藤係長から欠席したいとの連絡が入っております。

それでは、仮議席の指定を行います。仮議席は、只今着席の議席を指定いたします。ここで、各委員の住所、氏名の自己紹介を行います。仮議席 1 番の杉山委員より順番にお願いいたします。

【各委員、自席で自己紹介】

仮議長： 続きまして、事務局並びに関係機関の職員の自己紹介をお願いいたします。

【事務局・関係機関自己紹介】

仮議長： ありがとうございます。続いて、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則、第7条の規定に基づき、仮議席1番、杉山委員、仮議席2番、田中委員を指名いたします。それでは、本日の議事日程を事務局長より説明願います。

局長： はい、議案1ページをお開き願います。本日の議事日程は、日程第1、「会長の互選について」、日程第2、「会長職務代理者の互選について」、日程第3、「一般社団法人、北海道農業会議会員の指名について」、日程第4、「議席の指定について」、及び「その他」でございます。以上、よろしく願います。

仮議長： それでは議事に入ります。2ページをお開き下さい。

日程第1、「会長の互選について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長の互選を行いますが、投票、指名推薦等の選考の方法についてお伺いします。どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

太田委員： はい。指名推薦による方法が良いと思います。

仮議長： 他にご意見、ございませんか。

委員：「ありません。」

仮議長： 只今、太田委員より指名推薦という意見がありましたが、この意見に賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

仮議長： はい、賛成全員であります。よって指名推薦により会長を決定いたします。会長の推薦をお願いいたします。

太田委員： 住田哲也委員を会長に推薦します。

仮議長： 只今、太田委員より住田哲也委員を会長に推薦するとの意見がありましたが、他にご意見ございませんか。

委員：「ありません。」

仮議長： はい。他にご意見が無いようですので、太田委員から推薦のありました、住田哲也委員を会長に決定することについて、賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

仮議長： はい、賛成全員であります。よって、住田哲也委員が会長に決定しましたので、告知いたします。

会長が互選されましたので、仮議長の職務を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

局長： 朴谷委員、ありがとうございました。自席へお戻り願います。

局長： 只今、会長が決定いたしました。住田会長、議長席に移動願います。

局長： ここで、就任のごあいさつをお願いいたします。

議長： マスクをしたまま、失礼をいたします。只今、ご指名をいただきました住田でございます。何分にも不慣れですけれども、前任者の氏家会長同様、よろしく願いたいと思いますし、先程、村椿町長から農業にとっては、大切な仕事の任務の一つにあるという事で、これから委員の皆さん、又関係機

関の皆さん、又事務局を中心に色々とお世話になる事と思っておりますけれど、3年間、どうか、皆さんのお力をお借りしまして、進めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

議長： 早速ですけれども、それでは、議案3ページの日程第2、「会長職務代理者の互選について」を議題といたします。当麻町農業委員会会議規則第11条第2項の規定により、会長職務代理者の互選を行いますが、投票、指名推薦等の選考の方法についてお伺いします。どのような方法で行ったらよろしいでしょうか。

太田委員： 指名推薦による方法が良いと思います。

議長： 他にご意見、ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 只今、太田委員より指名推薦という意見がありましたが、この意見に賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。よって指名推薦により会長職務代理者を決定いたします。

会長職務代理者の推薦をお願いいたします。

太田委員： はい、佐々木康二委員を会長職務代理者に推薦します。

議長： 只今、太田委員より佐々木康二委員を会長職務代理者に推薦するとの意見がありました。他にご意見ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： はい。他にご意見が無いようですので、太田委員から推薦のありました、佐々木康二委員を会長職務代理者に決定することについて、賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。よって、佐々木康二委員が会長職務代理者に決定しましたので、告知いたします。

佐々木委員、就任のあいさつを自席にてお願いいたします。

佐々木委員： はい。只今、推薦指名いただきました佐々木でございます。能力もなく、気も利かない男ですので、皆様のご協力とご指導をいただきながら重責を全うしたいと思っております。何卒、お力添えをお願いいたします。お願いします。

議長： ありがとうございます。佐々木代理よろしく申し上げます。

続きまして、日程第3、「一般社団法人農業会議会員の指名について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

次長： はい、「一般社団法人農業会議会員の指名について」ご説明いたします。

本件につきましては、一般社団法人、北海道農業会議の定款、第6条の規定に基づき、各市町村農業委員会から1名の普通会员の指名を行うものでございます。定款において、普通会员は、市町村農業委員会の会長又は農業委員会が1名に限って指名した委員と規定されております。なお、北海道農業会議の会議員及び一般会員につきましては、特別な理由がない限り、市町村農業委員会の会長を選任することが通例となっております。以上です。

議長： 只今、事務局より説明がありました。事務局の説明では、会長が普通会员に選任するのが通例との事ではありますが、他にご意見ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： はい。他にご意見が無いようですので、定款に定めるとおり、当麻町農業

委員会会長を北海道農業会議の一般会員として指名することについて、賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。よって、会長であります私が、北海道農業会議の一般会員に指名されましたので、北海道農業会議へ報告いたします。

続きまして、日程第4、「議席の指定について」を議題といたします。どのような方法で議席の指定を行ったらよろしいでしょうか。

窪委員： 今回の仮議席順に抽選を行い、本議席を決定する方法が良いと思います。

議長： 只今、窪委員より、現在の仮議席順に抽選し、議席を決定するとの意見がございました。他にご意見ありませんか。

委員：「ありません。」

議長： はい。他にご意見が無いようですので、窪委員から意見のありました方法について、賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【 全 員 挙 手 】

議長： はい、賛成全員であります。現在の仮議席において、抽選を行い、本議席を指定することに決定をいたします。なお、会長は13番、会長職務代理は1番とし、ほかの委員については、2番から12番といたします。

それでは、事務局をお願いします。

【仮議席順（自席）にて抽選】

局長： それでは、本議席を発表させていただきます。

議席 1番 会長職務代理 佐々木康二 委員

議席 2番 高橋 裕一 委員

議席 3番 藤中 敏彦 委員

議席 4番 朴谷 和夫 委員

議席 5番 窪 郁夫 委員

議席 6番 杉山 央 委員

議席 7番 荒川 敏幸 委員

議席 8番 田中 信幸 委員

議席 9番 舟山 賢治 委員

議席 10番 福田はるみ 委員

議席 11番 木下 和夫 委員

議席 12番 太田 正人 委員

議席 13番 住田 哲也会長でございます。

以上です。

議長： 以上のとおり、議席が決定いたしました。

次回総会より、本議席での開催といたします。

本日の総会議事は以上であります。全体をとおして委員の皆さんから質問等ございませんか。

高橋委員： はい。これからの会議は、9月くらいまでクールビズだと思いますが、それまで、ノーネクタイでよろしいですね。

局長： 今回につきましては、写真撮影がありましたのでネクタイ着用で出席をいただいておりますが、クールビズにつきましては、9月末まで取り組まさせていただきますので、来月、8月から9月につきましては、ノーネク

タイで結構でございます。

議長： よろしいですか。

高橋委員： ありがとうございます。

議長： 他に何かございませんか。

委員：【ありません。】

議長： それでは、本日、関係機関の皆さんが出席されておりますので、何かございましたらお願いします。

議長： 農林業振興課。

農林業振興課： はい。農林業振興課からは、2点程ご報告申し上げます。まず、1点目でございます。熊の出没情報についてでございます。先週、放送でも流しておりますので、ご存知の方もいらっしゃるかと思いますが、開明4区、鍾乳洞入口の道道付近で熊の目撃情報がございまして、その後、2度程、目撃したとの情報が入っております。付近を通行される方もいらっしゃると思いますので、十分、ご注意の程、お願いしたいと思います。

それから、新型コロナウイルス関係での農業関係イベントの中止についてお知らせいたします。10月の下旬に予定しておりました、新米・新そばまつりでございますが、今回は残念ながら中止の決定をさせていただいておりますので、ご報告申し上げます。それから、田んぼの学校の稲刈りでございますが、これにつきましては、正式な決定は実行委員会の決定を経てという事になるかと思いますが、現段階では、子供たちが集まっての稲刈りというのは、今回できないという予定となっておりますので、農業関係に関わるイベントでございますので、事前にご報告申し上げます。以上です。

議長： 農業センター。

農業センター： はい、農業センターからは、新型コロナウイルス感染症に関連した国の補正予算に係る補助事業の状況についてお知らせいたします。

まず、持続化給付金についてでございます。持続化給付金は、感染症拡大により営業自粛した場合や、売上げが減少した場合など、昨年の1か月の収入と今年の1か月の収入を比較して50%以上減少しているフリーランスを含む個人事業者に対して、個人の事業者には最大100万円、法人の事業者には最大で200万円が給付されるものです。この対象となる事業者には、あらゆる職種が含まれており農業者も対象となっているものです。こちらは、影響を受けた本人がインターネットによって直接申請することとなっており、相談や申請のお手伝いをしてくれる窓口が旭川市内に設けられております。こちらは、令和3年1月15日までが申請期限となっており、インターネット環境が無いなどの農協組合員には農協米穀課においてお手伝いすることとなっております。

次に、経営継続補助金についてでございます。経営継続補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復や事業継続、転換のための機械・設備の導入などの取組に支援し、農林漁業者の経営の継続を図るものです。機械導入などの経営継続に関する取組に対して、補助対象経費の4分の3、上限100万円が補助されるもの。感染拡大防止の取組に対し、上限50万円で定額補助されるものがあります。こちらの補助金は、個人での申請となっており、申請者の作成する経営計画に対し、農協などの支援機関の伴走支援が必須となっております。6月29日から始まった1次募集は、既に農協段階での申請は締め切っており、約70

件が応募する予定とのことでございます。今後は、8月から9月上旬を目途に採択・不採択の結果が出る予定とされており、その後、9月上旬から2次募集が始まるとされております。2次募集の情報については、今後の国の動向を引き続き注視していきたいと思っております。

最後に、高収益作物次期作支援交付金についてでございます。高収益作物次期作支援交付金は、卸売市場での売上が前年同月比で2割以上減少したと国が判断した高収益作物（野菜・花・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者に対して支援されるものでございます。前向きに取り組むという部分で、取組要件などが設定されておまして、その取組に対して、施設で栽培される花きについては、80万円/10a、そのほかの花き、野菜などについては5.5万円/10aが交付されるものです。現在、第2回公募が行われており、公募のごとに対象となる販売の期間や品目が指定されることとなっており、第3回目の公募以降の状況を見据えながら、生産者の皆さんに対してご案内をしていきたいと考えております。

次に、作付の現地確認ですが7月6日までに1回目の確認を終えております。今後は地力増進作物の鋤き込み確認や、秋野菜など随時確認してまいります。農業センターからは以上でございます。

議 長： 土地改良区。

土地改良区： 土地改良区からはございません。

議 長： 農協。

農 協： ありません。

議 長： 共済組合。

共済組合： はい。共済組合の方からは、ご連絡という事で、来年産の収入保険に向けて、今年の夏頃から徐々に、皆様の方に加入推進を行っていかうと思っておりますので、周りの方々に収入保険の加入意向のある方がいらっしゃいましたら、共済組合までご連絡をお願いしたいと思います。以上です。

議 長： 以上、関係機関の皆様よりお話を頂きましたが、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： それでは、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

次 長：【 事 務 連 絡 】

議 長： それでは、次回、令和2年8月の農業委員会総会の日程であります、8月24日、月曜日、午後1時30分からの予定といたします。

お忙しい時期とは思いますが、委員と関係機関の皆さんは、日程の調整をお願いいたします。

また、村椿町長におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局 長： ご起立願います。礼。

全 員：「ご苦労さまでした。」

閉会 午後 4時 5分